

令和5(2023)年度老人福祉施設指導監査実施方針

1 目的

老人福祉施設の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として指導監査を実施する。

2 対象

老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

3 実施方針

(1) 一般指導監査

原則として、3年に1回実施する。ただし、前回の指導監査の結果、継続して指導監査を行う必要があると認められる場合は、必要の都度、実施することとする。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者の重症化リスクを考慮し、引き続きマスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を実施する。また、施設の感染状況に応じて、実施時期の延期など弾力的な対応を図ることとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に随時行うものとする。

なお、必要に応じ、通知（予告）をしないで実施することがある。

- ア 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる事由があるとき
- イ 最低基準違反があると疑うに足りる事由があるとき
- ウ 度重なる一般指導監査によっても指示した事項については是正改善がみられないとき
- エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき
- オ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は利用者の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれのある情報が得られたとき
- カ 高齢者虐待の疑いがあるとき

4 確認項目及び重点事項

(1) 確認項目

一般指導監査は、国が示した老人福祉施設指導監査指針に定める「確認項目及び確認文書」に基づき、効率的に実施する。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ、詳細を確認する必要があると認めるときは、これによらずに行うものとする。

(2) 重点事項

昨年度までの指導監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

① 適切な入所者処遇の確保

- ア 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
- イ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
- ウ 苦情解決体制の充実・徹底

② 非常災害対策

- ア 防災計画及び非常災害対策計画の見直し、訓練等による実効性の確保、地域との連携
- イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）

③ 感染症対策

- ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底

④ 勤務体制の確保等

- ア 外部研修の活用、内部研修の充実など職員の資質向上への取組

(3) その他

令和3年基準省令改正に伴い新設された基準のうち、令和6(2024)年3月31日まで経過措置期間である事項（業務継続計画の策定等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。